

公立大学法人横浜市立大学保健管理センター設置規程

(設置)

第1条 横浜市立大学学則(公立大学法人横浜市立大学規則第1号)第9条の2の規定にに基づき、横浜市立大学(以下「本学」という。)に、公立大学法人横浜市立大学保健管理センター(以下「センター」という。)を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、センターの管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 センターは、本学等の学生及び教職員に関する健康管理、健康相談、感染症、対策、学校保健、産業保健、健康教育に関する必要な業務を行うとともに、これらを研究・分析し大学の保健衛生の向上に資することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。なお、業務実施に関しては別表に掲げる各拠点関連部署と常に連携を図り業務の円滑な遂行に努めるものとする。

- (1) 健康管理、保健管理に関すること。
- (2) 健康相談、保健相談に関すること。
- (3) 感染症の予防対策に関すること。
- (4) 健康診断に関すること。
- (5) 診断書の発行に関すること。
- (6) 安全衛生に関すること。
- (7) 教職員の休職・復職審査に関すること。
- (8) 保健管理の研修、健康教育に関すること。
- (9) 保健管理の調査・研究に関すること。
- (10) 保健管理の情報発信に関すること。
- (11) 保健衛生環境の向上に関すること。
- (12) その他、理事長が定める業務に関すること。

(保健管理センター長)

第5条 保健管理センター長(以下「センター長」という。)は、センターの管理運営を統括する。

- 2 センター長は、公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程に基づき、学長が人事委員会に報告し、理事長が任命する。
- 3 センター長は、医師免許を有する者をもって充てる。
- 4 センター長に事故があるとき又は欠けたときは、福浦健康管理室長又は市民総合医療センター健康管理室長がその職務を代理する。
- 5 センター長は、公立大学法人横浜市立大学学校医に関する規程に基づき、学校医を理事長に推薦する。
- 6 センター長は、災害その他緊急の場合には、必要な措置を講じなければならない。必要な

措置を講じたときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告しなければならない。

(保健管理センター運営委員会)

第6条 センターに保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、センターの管理運営に関することを協議する。
- 3 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。
- 4 その他運営委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターに関する事務は、保健管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 センターに関する事務は、保健管理センターで行う。ただし、平成23年5月1日以降は事務組織規程の定める名称に読み替えるものとする。

(要綱の廃止)

- 3 この規程の施行に伴い「公立大学法人横浜市立大学保健管理センターに関する要綱」は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

拠点名	学生関連部署	教職員関連部署
八景キャンパス	学務・教務部	保健管理課 人事課
医学部及び附属病院	福浦キャンパス学務・教務課 保健室、相談室	福浦健康管理室 医学・病院統括部職員課
市民総合医療センター		センター病院健康管理室 総務課人事担当
鶴見キャンパス	学務・教務課 保健室、相談室	保健管理課 人事課
舞岡キャンパス	学務・教務課 保健室、相談室	保健管理課 人事課